

2010 年度 ABEST21 認証評価の受審について

I 認証評価の概略

1. ABEST21 の沿革

ABEST21 は、2004 年 6 月 28 日開催の 2004 Global Knowledge Network 箱根国際会議において、マネジメント教育の質の維持向上に向けたビジネススクールのネットワークの構築について討議し、その結果、THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization (ABEST21)の設立を決定し、2005 年 7 月 1 日、国内外の 16 大学のビジネススクールの参加により ABEST21 会則の制定及び役員を選出を行い、ABEST21 を創設した。

ABEST21 の歩みは、1994 年の「グローバル・クラスルーム (Global Classroom) 国際会議」の創設に遡る。1994 年 10 月 28 日、国内外の 7 大学のビジネススクールの参加を得て、先端の情報通信技術を駆使しての位置、場所、空間を超越したビジネススクール国際合同授業の実現を検討し、「グローバル・クラスルーム (Global Classroom) 国際会議」が設立された。それは、オンライン・リアルタイム・テレビ会議システムによる国境を越えた教育の実現に向けた仮想教室の実現であった。

その後、グローバル・クラスルーム国際会議は、2002 年 6 月 28 日、国内外の 13 大学のビジネススクールの参加を得て、グローバル・クラスルームによる教育方法の実証的な研究報告を行い、ビジネススクールの教育の質の維持向上をより一層推進していくために、グローバル・クラスルーム国際会議の組織を、「グローバル・ナレッジ・ネットワーク

(Global Knowledge Network) 機構」に改組した。グローバル・ナレッジ・ネットワーク機構は、グローバル・スタンダードな教育の質を保証していくビジネススクールの教育システムの構築を目指した国際連携組織の確立を目的としたものであった。

その後、グローバル・ナレッジ・ネットワーク機構国際会議は、2005 年 7 月 1 日 (金)、国内外の 16 大学のビジネススクールの参加を得て、ビジネススクールの教育の質の維持向上を図る国際連携機構としての ABEST21 を設立した。

そして、2006 年度 ABEST21 総会及び理事会において、21 世紀の国際社会のより豊かな未来を切り拓いていくために、世界経済の持続的発展を支えていく高い倫理観とグローバルな視野を身につけた企業家精神に富む人材育成を目途としたビジネススクールの教育の質維持向上を目指す ABEST21 認証評価基準を 2006 年 7 月 2 日に制定した。



ABEST21 は、2006 年 7 月 2 日の ABEST21 認証評価基準の制定に伴い、日本の経営分野専門職大学院の認証評価を行うために、認証評価機関の認証申請を行い、2007 年 10 月 12 日、文部科学相より経営分野専門職大学院の認証評価をする認証評価機関としての認証を受けた。

2. 評価の基本方針

ABEST21 は、下記の基本方針に従って受審校の認証評価の審査をしていく。

- 1) マネジメント教育の「専門的な視点」からの評価。ABEST21 は、ビジネススクールのマネジメント教育プログラムを対象として、企業等組織のマネジメントに発揮されるマネジメント力に優れた人材養成のために、ビジネススクールのマネジメント教育研究活動の状況についての「専門的な視点」からの評価を行う。
- 2) 国際的に通用するマネジメント人材育成の「グローバルな視点」からの評価。ABEST21

は、科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化の時代的要請に応じて、国際的に通用するマネジメント人材育成のために、「グローバルな視点」からの評価を行う。

- 3) ビジネススクールの教育の「個性の伸長に資する視点」からの評価。経済のグローバル化に対応しての多様なマネジメント人材のニーズに応じて設定されたビジネススクールの多様な「教育研究上の目的」に基づいて、当該ビジネススクールの教育特徴の「個性を伸長する視点」から評価を行う。
- 4) 改善を推進していく「PDCA サイクルの稼働の視点」からの評価。ABEST21 は、ゴーイング・コンサーンとしてのビジネススクールの存続を支援していくために、マネジメント教育の質改善を推進していく「PDCA サイクルを稼働させる視点」からの評価を行う。
- 5) 信頼性と客観的な質保証を目指した「ピア・レビュー(Peer Review)」の評価。ABEST21 は、ステークホルダーに対するマネジメント教育の信頼性のある客観的な質保証をしていくために、ビジネススクールのマネジメント教育に熟知した国内外の第一級の学術研究者及び企業実務家等による評価を行う。
- 6) 透明性の高い「社会に開かれた評価」。ABEST21 は、マネジメント教育の質保証を社会に保証していくために、広く社会に認証評価の結果を公表し、透明性の高い社会に開かれた評価を行う。

3. 評価の対象・時期

ABEST21 は、ビジネススクール等におけるマネジメント教育プログラムの評価を行う。認証評価の保証期間は5年とし、5年ごとに認証評価を受けるものとする。

- 1) ビジネススクールが最初に受ける認証評価を初審評価(Initial Accreditation)とする。
- 2) 初審評価から次の5年以内に受ける認証評価を維持評価(maintenance accreditation)とする。

初審評価においては、「認証評価計画(Accreditation Plan)」と「自己点検評価報告(Self-Evaluation Report)」により認証評価の審査をするが、維持評価においては「自己点検評価報告」による審査のみとする。

2010年度 ABEST21 認証評価受審希望校は、2010年2月末日までに

4. メンター制度 (mentorship)

ABEST21 は、ビジネススクールが評価基準によるギャップ分析を円滑に促進させていくために、メンター制度を導入しビジネススクールの分析活動を支援していく。メンター(mentors)は、ABEST21 の認証評価基準、評価方法及び評価プロセス等についてのビジネススクールの理解を深め、「認証評価計画(Accreditation Plan)」及び「自己点検評価報告(Self-Evaluation Report)」の作成に適切な助言を与え分析活動を推進していく。ABEST21 は、受審校に1名のメンターを任命し、メンターは認証評価申請の受理審査が承認されてから自己点検評価報告の提出までの期間の任務とする。

5. 評価体制

ABEST21 は、下記の委員会により認証評価の審査を行う。

- 1) 認証評価委員会 (Accreditation Committee)

認証評価委員会は、認証評価委員会規則第4条に従い、経営分野の専門家及び実務家15名以上20名以内の委員で構成される。認証評価委員会は、専門審査委員会における認証評価の審査経過を審査し、「認証評価審査結果(案)」を主にグローバルな視点から評価し「認証評価結果(案)」を作成していく。

- 2) 専門審査委員会 (Pre-Accreditation Committee)

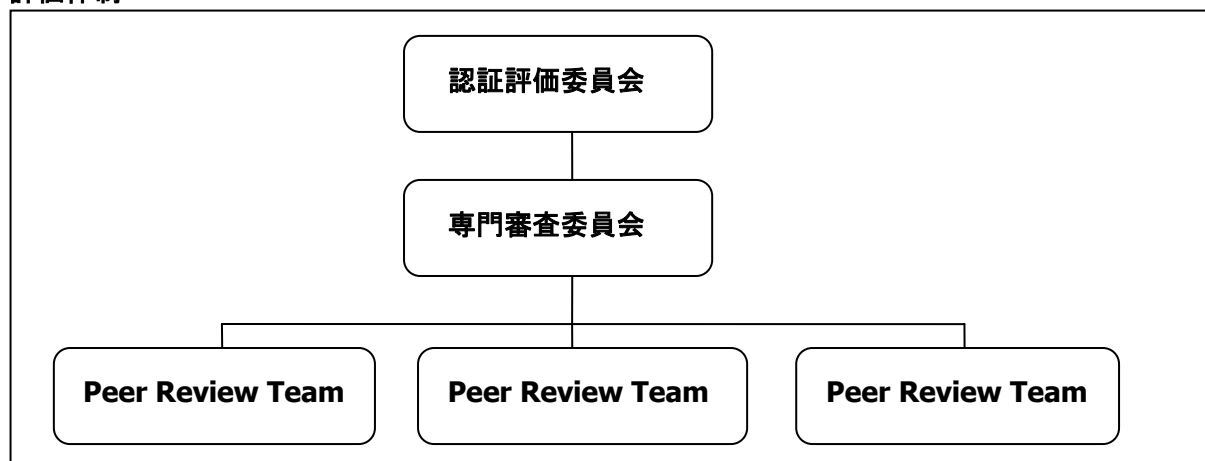
専門審査委員会は、専門審査委員会規則第4条に従い、経営分野の専門家及び実務家35名以

上 40 名以内の委員で構成される。委員会はピア・レビュー・チーム（PRT）の構成、PRT の審査報告書の審議、および認証評価審査結果（案）の作成および受審校と認証評価審査結果（案）との意見調整等を行う。

3) ピア・レビュー・チーム (Peer Review Teams)

専門審査委員会は、受審校より提出された「認証評価計画」及び「自己点検評価報告」の実質的な審査を行うために、ピア・レビュー・チーム（PRT）を組織する。PRT は5名の委員より構成され、「書面審査」と「実地調査」を行い、審査報告書を作成する。

評価体制



6. 評価のプロセス

ABEST21 は、認証評価を下記の4段階に分けて行う。

1) Step A : 認証評価受審申請の審査

ABEST21 理事会は、受審校の提出した認証評価の受審教育プログラム(Scope of Accreditation) と所定の書類を審査し、受理の決定をする。

2) Step B : 「認証評価計画」の審査

ABEST21 専門審査委員会及び認証評価委員会は、ABEST21 専門審査委員会のピア・レビュー・チーム(Peer Review Teams :PRT)は受審校が提出する「認証評価計画」を審査し、認証評価委員会の議を経て「合格」または「不合格」の判定をする。

3) Step C : 「自己点検評価報告」の審査

ABEST21 専門審査委員会のピア・レビュー・チームは、受審校が提出する「自己点検評価報告」の「書面審査」と「実地調査」を行い、「認証評価審査結果（案）」を作成する。「認証評価審査結果（案）」は受審校の申立意見の調整を経て認証評価委員会に報告される。

4) Step D : 「認証評価結果」の審査

認証評価委員会は、専門審査委員会から報告された「認証評価審査結果(案)」に基づき「認証評価結果(案)」を作成し、理事会に答申し、理事会において「認証評価結果」を決定する。

7. 評価基準

ABEST21 は、グローバルな認証評価を目指し、グローバル・スタンダードな「基本視点」18 と「細目視点」78 から成る評価基準を定めている。

8. 認証評価結果

認証評価結果は、下記の A、B、C の3段階評価となる。

評価 A 受審教育プログラムは、評価基準のほとんど又は全てを満たし、教育研究の質改善が十

分に期待できる非常に優れた教育プログラムである。

評価 B 受審教育プログラムは、評価基準が大体において満たされ、教育研究の質改善が期待できる優れた教育プログラムである。

評価 C 受審教育プログラムは、評価基準がある程度満たされてはいるが、教育研究の質維持向上に改善の余地がある教育プログラムである。

9. 情報公開

ABEST21 は、認証評価の透明性と客観性を高めていくために、評価基準、評価の方法及び認証評価実施体制等の事項を公表し、その他の認証評価に関する情報について可能な範囲でウェブページに掲載する。また、ABEST21 に対して認証評価に関する文書の開示請求があった場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報や本専門職大学院の正当な利益を害する恐れのある情報等を除き、原則として開示していく。

ABEST21 は、受審校の認証評価結果を ABEST21 理事会の議を経て受審校に通知し、同時に文部科学大臣に報告する。また、ABEST21 は、受審校の「自己点検評価報告」の概要と認証評価結果を、ABEST21 の年間活動の報告である「ABEST21 年次報告書」及び ABEST21 ウェブサイト (<http://www.abest21.org/>) にそれぞれ掲載し、広く社会に公表する。

10. 審査費用等

受審校は認証評価を受審する場合、二回に分けて下記の審査費用を払い込む。

1) 基本審査費用

受審校は、認証評価の受審本申請する 4 月末日までに、基本審査費用 1,000,000 円を、所定の ABEST21 口座に振り込む。

2) 専門審査費用

受審校は、認証評価の受審本申請をした翌年の 3 月末日までに、専門審査費用 2,000,000 円を、所定の ABEST21 口座に振り込む。

II. 認証評価基準

制定：2007 年 10 月 12 日

改正：2009 年 10 月 16 日

第 1 章 教育研究上の目的

基準 1：教育研究上の目的

[基本視点]

受審校は、教育研究の活動の意思決定の指針となる、「教育研究上の目的(mission)」を明確に規定し、明文化していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」をグローバル化時代の要請に応えた国際的に通用する高度専門職業人育成に配慮した内容のものとしているか。
2. 受審校は、「教育研究上の目的」をステークホルダーの意見を反映した内容のものとしているか。
3. 受審校の「教育研究上の目的」は、学校教育法第 99 条第 2 項の「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」の規定から外れるものではないか。
4. 受審校は、「教育研究上の目的」を受審校の発行する印刷物等、例えば、学則、入学案内、授業要覧及び履修要綱等に、また、ホームページに掲載し、周知公表を図っているか。

基準 2：「教育研究上の目的」の重要な要素

[基本視点]

受審校の「教育研究上の目的」は、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に重要な要素を含む内容のもで、受審校が所属する大学の「教育研究上の目的」と整合していなければならない。

[細目視点]

1. 「教育研究上の目的」は、企業等組織のマネジメントに関する高度の専門知識・技能及び基礎的素養を修得する内容のものとなっているか。
2. 「教育研究上の目的」は、学生のキャリア形成に寄与する内容のものとなっているか。
3. 「教育研究上の目的」は、所属教員の教育研究活動の推進に寄与する内容のものとなっているか。

基準 3：「教育研究上の目的」の継続的な検証

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」を継続的に検証していくプロセスを定め、教育研究環境の変化に対応して見直していかなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」を検証する組織的な体制が整備されているか。
2. 受審校は、「教育研究上の目的」の継続的な検証に必要な資料の収集及び管理の体制を整備しているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の検証プロセスにステークホルダーの意見を聴取する機会を設けているか。

基準 4：「教育研究上の目的」の達成に必要な財務戦略

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金を獲得する短期的及び長期的な財務戦略を策定していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な財政的基礎を有しているか。
2. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金調達戦略を立てているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な予算措置をしているか。

第2章 教育課程等

基準 5：学習目標

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、イノベーションと知見、グローバル化等及び先端的な科学技術の普及等の要素を含む学習目標を明確に定めていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、学習目標をシラバス等に明記し、学生に周知公表をしているか。
2. 受審校は、学習目標の達成のために、授業科目履修指導指針を定め、履修相談に応じる配慮をしているか。
3. 受審校は、学習目標の達成のために、学生、教員及び職員間のコミュニケーションシステムを構築し、学習相談及び学習助言の円滑化を図る方策をとっているか。

基準 6：教育課程

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育課程を体系的に編成していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育課程の編成において、「教育研究上の目的」を達成する理論的教育と実務的教育の架橋に留意し、マネジメントの教育研究及び実務の動向に配慮しているか。
2. 受審校は、教育課程の編成において、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に必要な高度の専門的知識・技能と高度の職業能力の修得、職業倫理観の涵養及び国際的視野の拡大に配慮しているか。
3. 受審校は、教育課程の体系的な編成において、マネジメント教育に必要なコア科目への分類を含めて体系的に配置しているか。
4. 受審校は、教育課程を検証するプロセスを明確に定め、継続的に検証しているか。
5. 受審校は、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等の措置を講じているか。
6. 受審校は、授業の方法において、実践的な教育を行うために事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な授業の方法を導入しているか。
7. 受審校は、授業の方法において、多様なメディアを高度に利用して通信教育の授業を行う場合には、授業の実施方法の整備に努め、教育効果の向上に努めているか。

基準 7：教育水準

[基本視点]

受審校は、学生の学習目標の達成のために、教育内容の水準を定めていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学習環境及び学習指導体制を整備しているか。
2. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、1単位の授業科目の学修に必要とされる授業時間を確保しているか。
3. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の時間割配置を適切にし、授業科目の履修登録単位数の上限を設定し、授業科目の履修を適切にする指導をしているか。
4. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、履修した授業科目の学業成績の評価基準及び教育課程修了の判定基準を明確に定め、学則等に記載し、学生に周知公表しているか。
5. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学業成績の評価及び課程修了の判定を公正に実施し、客観性と厳格性が得られる措置を講じているか。
6. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の履修登録の学生数を、授業の方法等の教育上の諸条件を考慮して授業の教育効果が十分に得られる適正な数としているか。
7. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、留学生等の学生の多様化に対応した履修指導、学習相談及び進路指導等の学生支援を適切に行っているか。また、通信教育を行う場合には、十分に配慮した学生支援を適切に行っているか。
8. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学生の科目履修及び単位取得の状況等についての情報を教員間で共有し、必要な改善措置を講じているか。
9. 受審校は、標準修業年限を短縮している場合には、「教育研究上の目的」に照らして、十分な教育成果が得られる教育方法及び授業時間割設定の配慮をしているか。

基準 8：教育研究の質維持向上の取組

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、組織的な教育課程の改善に取組まなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、開講する各授業科目の授業目的、授業内容、授業計画、授業方法、使用教材、オ

フィスアワー及び授業評価基準等を明記し、学生の学習目標の達成に資する内容のシラバスを作成し、公開し、ピュアーレビューによるシラバスの検証をしているか。

2. 受審校は、学生の科目履修状況、課程修了状況、単位取得状況、学業成績状況及び進路状況等の調査から、また、ステークホルダーの意見等から、教育課程の改善の検証をしているか。
3. 受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検評価を継続的に行い、その評価結果を広く社会に公表しているか。
4. 受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、組織的な研修をしているか。
5. 受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、教員の優れた教育及び研究の業績を評価する制度を整備しているか。

第3章 学生

基準9：求める学生像

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、本教育課程の教育を受けるに望ましい学生像を明確にしていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、入学者選抜において求める学生像の学生を実際に入学させているか。
2. 受審校は、入学志願者層に入学者選抜を受ける公正な機会を提供しているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成を担う学生像を継続的に検証しているか。

基準10：アドミッション・ポリシーと入学者選抜

[基本視点]

受審校は、入学者選抜において、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を明確に定め、明文化していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校のアドミッション・ポリシーは、「教育研究上の目的」を達成する内容のものとなっているか。
2. 受審校は、アドミッション・ポリシーとアドミッション・ポリシーに従った入学出願資格条件を募集要項等の印刷物に明確に記載し、入学出願者に周知公表しているか。
3. 受審校は、入学者選抜において、出願者の適性及び能力等を客観的かつ厳格に評価する選抜をしているか。
4. 受審校は、入学者選抜において、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組を行うなど入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っているか。
5. 受審校は、入学者選抜において、経済のグローバル化に対応して多様な知識または経験を有する入学生の多様化に努めているか。

基準11：学生支援

[基本視点]

受審校は、学生の学業継続のために、適切な学生支援体制を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、経済的支援を求める学生に対して、必要な措置を講じているか。
2. 受審校は、学生の進路指導及びキャリア形成支援を求める学生に対して、必要な情報収集、情報管理、情報提供及び学生相談等の支援を行う事務組織体制を整備しているか。
3. 受審校は、学生生活の支援を求める学生に対して、学業及び学生生活に関する相談・助言等を行う支援体制を整備しているか。

4. 受審校は、特別な支援を求める留学生及び障害のある学生に対して、学習支援及び生活支援等を適切に行っているか。

基準 12：学生の学業奨励

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な学生の学業奨励の取組をしていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、学業成績優秀な学生に対して報奨する制度を整備しているか。
2. 受審校は、学業継続の困難な学生に対して経済的支援や学習支援等の相談を行う体制を整備しているか。
3. 受審校は、学生の学業奨励のために、入学時や新学期授業開始前に、また、教育課程の変更時にオリエンテーションを実施しているか。

第4章 教員組織

基準 13：教員組織

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教員組織を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育課程における専任の教員を必要と認められる数、任用しているか。
2. 受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる授業科目に必要かつ十分な専任の教授又は准教授を任用しているか。
3. 受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる実務家教員を任用しているか。
4. 受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる専任の教員と非専任の教員との割合に配慮しているか。
5. 受審校は、教員組織の構成において、教員の年齢構成の割合に配慮しているか。
6. 受審校は、開講授業科目について高度の教育上の指導能力があると認められる下記の各号に該当する専任の教員を、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条。以下同じ。）を置いているか。
 - 1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

基準 14：教員の資格

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教育上の指導能力を有する教員を任用していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教員の任用及び昇任に関する規則及び基準を定めているか。
2. 受審校は、教員の任用及び昇任に関する審査プロセスを明確に定め、客観的な審査をしているか。
3. 受審校は、最近 5 年間の教育研究業績等により教員の教育上の指導能力を評価する組織的な取組をしているか。
4. 受審校は、専任教員の最近 5 年間の教育研究業績の資料を開示しているか。
5. 受審校は、実務家教員の実務経験について定期的に評価を行い、授業科目担当の割り当てを

適切に行っているか。

基準 15：教員に対する教育研究支援

[基本視点]

受審校は、教員の教育研究活動を推進していくために必要な教育研究環境の整備をしていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教員の教育研究活動の推進と教員の授業担当時間数との関係について、適切な範囲にとどめるように配慮しているか。
2. 受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な研究費獲得の支援体制を整備しているか。
3. 受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な事務職員及び技術職員等の支援体制を整備しているか。
4. 受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な教育課程の活性化を図る適切な措置を講じているか。

基準 16：教員の任務

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、ステークホルダーとの意思疎通を図り、学術研究の推進に努め、「教育研究上の目的」を達成する授業の実現を図っていかなければならない。

[細目視点]

1. 教員は、自己点検評価及び学生の授業評価の結果に基づいて、授業の内容、使用教材及び授業方法等の改善を絶えず行っているか。
2. 教員は、学習目標の達成のために、先端的な高度専門的知識や技能の教授に努めているか。
3. 教員は、学習目標の達成のために、オフィスアワーの設定及び電子媒体等を通じて学生との対話を積極的に図り、学生の学習指導に努めているか。

第5章 管理運営と施設設備

基準 17：管理運営

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教員の教育研究活動を適切に支援していく管理運営体制を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な管理運営事項を審議する教授会及び委員会等を設置し、審議事項を尊重し、教育研究環境を整備していく体制を講じているか。
2. 受審校は、受審校の設置形態及び規模に応じた管理運営の事務組織を整備しているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、専任教員の教育研究活動に応じた規模と機能を持った管理運営組織を設けているか。

基準 18：施設支援

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育研究活動の推進に必要な施設及び設備等を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育効果の向上を図る教室、演習室及び実習室等の教育研究施設及び設備等の質的かつ量的な整備をしているか。
2. 受審校は、専任教員ごとに個別の研究室を用意しているか。
3. 受審校は、図書、学術雑誌及び視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集し

- ているか。
4. 受審校は、受審校の教育研究組織及び教育課程に応じた施設及び設備を整備し有効に活用しているか。
 5. 受審校は、学生の自主的な学習を促進する学習環境を十分に整備し、学生の利用に供しているか。

Ⅲ. 評価のプロセス

ABEST21 は、下記の手順に従って認証評価の審査を行う。

1. 認証評価受審の受理審査

受審校は、認証評価を受審する「受審教育プログラム(Scope of Accreditation)」(様式-1)と認証評価を受審する「ビジネススクールの沿革」(様式-2)を添えて、認証評価受審申請をする。

1) 事前申請締切日：2月末日

2) 本申請締切日：4月末日

ABEST21 理事会は、受審校の提出した認証評価の受審教育プログラムと所定の書類を審査し、受理を決定した場合にその認証評価の審査を認証評価委員会に諮問する。認証評価委員会は実質的な審査を専門審査委員会に付議する。

2. メンターの決定

受審校は、ABEST21 メンターリストより3名のメンター候補者を選び、ABEST21 専門審査委員会委員長に報告される。ABEST21 専門審査委員会委員長は受審校の受審する教育プログラムの専門性とメンターの教育研究活動の専門分野との適合性を考慮して、候補者1名をメンターに任命する。

3. 「認証評価計画」の審査

受審校は、メンターの指導を受けて、18の評価基準の各「基本視点」による自己点検評価の分析を行い、受審教育プログラムの教育の質維持向上を目指した「認証評価計画」を作成し、下記の期日までに提出する。

提出日：9月30日

ABEST21 専門審査委員会は、受審校が提出した「認証評価計画」を審査するために、ピア・レビュー・チーム(Peer Review Teams :PRT)を構成し「書面審査」を行う。必要に応じ「実地調査」をも行う。ピア・レビュー・チームの「審査報告書」は専門審査委員会及び認証評価委員会の審議を経て「合格」または「不合格」の判定をする。「不合格」の判定の場合には、受審校は「認証評価計画」の分析内容を点検し、必要な修正を加えて再提出する。

4. 「自己点検評価報告」の審査

「認証評価計画」の審査に合格した受審校は、18の評価基準の各「基本視点」及び「細目視点」による自己点検評価の分析を行い、改善課題、実行計画等を内容とした「自己点検評価報告」を作成し、下記の期日までに提出する。

提出日：9月30日

ABEST21 専門審査委員会は、「認証評価計画」を審査した同一ピア・レビュー・チームにより「自己点検評価報告」の「書面審査」と「実地調査」を行い、「認証評価審査結果(案)」を作成し、専門審査委員会に提出する。専門審査委員会において「認証評価審査結果(案)」の審議をする。

5. 「認証評価審査結果（案）」の内示

専門審査委員会の審議を得た「認証評価審査結果（案）」は、受審校に内示され、「認証評価審査結果（案）」に対する申立意見の機会が提供される。内示に際して、専門審査委員会は「申立意見調整委員会」を組織し、受審校より申立意見があった場合に受審校と意見調整を行う。

6. 「認証評価結果（案）」の審査

意見調整を得た「認証評価審査結果（案）」は、認証評価委員会に提出される。認証評価委員会は専門審査委員会委員長の「認証評価審査結果（案）」についての審査報告に基づき審議し、「認証評価結果（案）」を作成し、ABEST21 理事会に答申する。

7. 「認証評価結果」の報告と発表

答申された「認証評価結果（案）」は ABEST21 理事会の承認を経て「認証評価結果」として文部科学省および受審校に報告され、報道機関に発表される。

8. 改善計画の履行状況の報告

受審校は、毎年5月末日までに年次計画の履行状況について ABEST21 に報告をする。

IV. 2008 年度認証評価適合専門職大学院（経営分野）

- ・ 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻（ビジネススクール）
- ・ 一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営・金融専攻（ビジネススクール）
- ・ 神戸大学大学院経営学研究科現代経営学専攻（ビジネススクール）
- ・ 筑波大学大学院ビジネス科学研究科国際経営プロフェSSIONAL専攻（ビジネススクール）



2010 年度 ABEST21 認証評価の受審について

特定非営利法人

THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW,
a 21st century organization

107-0062

東京都港区南青山 5-4-29、レイケイ南青山ビル

TEL. : 03-3498-6220 / FAX : 03-3498-6221

[http : //www.abest21.org](http://www.abest21.org)

©ABEST21 All Rights Reserved

本誌掲載事項の無断転載を禁じます。
